

答 申 個 第 3 1 号

平成 2 7 年 6 月 1 5 日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 佐 伯 彰 洋

(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市個人情報保護条例第 3 6 条第 1 項の規定に基づく諮問について (答申)

平成 2 7 年 1 月 9 日付け保障第 4 6 5 号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

虐待認定に係る文書の個人情報開示請求拒否決定についての異議申立てに対する決定 (諮問個第 4 7 号)

1 審査会の結論

実施機関が行った個人情報開示請求拒否決定は妥当である。

2 異議申立ての経過

(1) 異議申立人は、平成26年10月27日に、実施機関に対して、京都市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第14条第1項の規定により、「担当課及び統括課の持つ私の、娘に対する虐待認定をされた（2014年）過程にかかわる全てのうち私に関する文書」の個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

(2) 実施機関は、本件請求に係る公文書については、その存否を明らかにするだけで、障害者虐待防止法に基づく虐待認定をして保護した被虐待者の所在が明らかになり、当該被虐待者のプライバシーを侵害するおそれがあるため、条例第18条第1項の規定により、存否を明らかにせず、本件請求を拒否する決定（以下「本件処分」という。）をし、平成26年11月10日付けで、その旨及びその理由を次のとおり不服申立人に通知したものである。

条例第16条第2号に該当

当該公文書については、その存否を開示するだけで被虐待者の所在が明らかになり、プライバシーを侵害するおそれがあるため。

(3) 異議申立人は、平成26年12月10日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第6条の規定により、本件処分の取消しを求める異議申立てをした。

3 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 実施機関の主張

個人情報開示請求拒否決定通知書、理由説明書及び審査会での職員の説明によると、実施機関の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件公文書について

異議申立人の子（以下「被虐待者」という。）については、平成26年3月に、異議申立人から虐待を受けているとの通報が実施機関にあり、実施機関は、調査の結果、異議申立人による虐待を認定した。

その後、被虐待者は、関係行政機関の援助を受け、異議申立人に居所を知らせず、自立した生活を送っている。

本件請求内容は、「虐待認定をされた過程にかかわる全てのうち私に関する文書」というものであり、実施機関が虐待の認定を行った当時は、実施機関は請求に係る公文書を保有していた。

(2) 条例第16条第2号に該当することについて

ア 本件請求に係る公文書は、被虐待者に係る認定記録等であるが、当該公文書は、被虐待者の居所を所管する市町村の担当課において保有するものである。

したがって、当該公文書を実施機関が保有しているか否かを明らかにするだけで、少なくとも被虐待者が本市に居住しているかどうか分かることとなり、開示請求者が被虐待者の居所を探索する手掛かりを与えることとなる。

イ 被虐待者が異議申立人から虐待を受けている状況のもと、異議申立人が被虐待者の居所を知り、接触を試みるようなことがあれば、被虐待者の権利利益が侵害される可能性が高い。

ウ したがって、請求に係る公文書の存否を明らかにするだけで、条例第16条第2号に規定する個人のプライバシーを侵害するおそれがある情報を開示することになるため、条例第18条第1項の規定により、存否を明らかにしないことが適当であると考え、本件請求を拒否したものである。

5 異議申立人の主張

異議申立書、意見書及び口頭意見陳述によると、異議申立人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 条例第16条第2号に該当することについて

「京都市に在住しているか否かが明らかになる」ことだけでは居所探索は不可能で、このあまりにも抽象的理由では、憲法13条にて保障される異議申立人の情報プライバシー権（自己に関する情報をコントロールする権利）を違法に侵害していると言うべきである。

このような理論を突き詰めると、本邦に在住しているか否かを明らかになることを理由として、あらゆる情報の公開を拒否することも可能となり、暴論であることは明白である。

また、異議申立人は、被虐待者の居所を調べるという意図もないため、実施機関の主張は失当である。

(2) 虐待認定について

ア 虐待者と認定されることにより、被虐待者との関係を断絶させられる者の被る精神的苦痛は甚大なものである。仮に、虐待認定がなされた基礎となる事実と誤りがあり、虐待の事実が存在しないならば、親子関係を引き裂く違法不当な認定である。

本事案の虐待認定において、「市町村の障害者福祉担当部局が訪問調査を行い、障害者虐待の事実確認」が正当に行われていないふしが見られ、「虐待により障害者の生命や身体に重大な危険が生じているおそれ」が全くないにもかかわらず虐待認定がなされ、親子間は断絶させられた。

イ 現在、「被虐待認定者」は、虚偽通告した弁護士が主導して、障害があることを知っていながら支援していない福祉施設管理者の勝手な思い込みにより、心理的虐待、ネグレクト及び経済的虐待を受けている状況下に置かれている。（なお、弁護士自身が虐待通告について告白している）

これらは異議申立人の虐待認定に至る過程を解明しなければ、「被虐待認定者」が虐待されている現状からの保護・救済ができない。

ウ 確かに、親子喧嘩はあったが、異議申立人は、虐待と認定されるような事実をしていない。それにも拘らず虐待認定により親子関係を引き裂かれた異議申立人の被っている苦痛は著しい。

国際人権規約B 2 3条1項は、家族関係について、社会及び国による保護を受ける権利を保障している。事実誤認に基づき虐待認定がなされたのであれば、同規程に基づく異議申立人に対する権利を侵害していることは明らかである。

このような事態を是正するためには、虐待認定された過程についての、異議申立人に関する情報を把握することが必要不可欠である。

エ 異議申立人に極めて甚大な苦痛を与えている虐待認定が、どのような事実を基礎になされた上に認定に至ったかを知ることは、異議申立人の情報プライバシー権として、当然保障されるべきものであり、このことは被虐待者が京都市に在住しているか否かが明らかになるといふ、抽象的理由のみで非開示とすることは許されるべきではない。

オ 虐待認定は行政処分ではなく、虐待認定そのものに不服申立制度がないため、個人情報開示請求制度によって虐待認定に係る公文書の開示を求め、その過程を明らかにする方法によってしか、異議申立人は虐待認定の瑕疵を争えない。

6 審査会の判断

当審査会は、実施機関の主張及び異議申立人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件公文書について

本件請求の対象となった公文書は、「虐待認定をされた過程にかかわる全てのうち異議申立人に関する文書」というものである。

(2) 当審査会の役割について

異議申立人は、実施機関による虐待認定の不当性や被虐待者の代理人弁護士の対応の瑕疵等について様々な主張を行い、虐待認定された過程についての、異議申立人に関する情報を把握することが必要不可欠であるとする。しかし、当審査会は、実施機関が行った個人情報

開示請求に対する拒否処分の妥当性について調査、審議する機関であり、実施機関の虐待認定の適否や処遇方針の適否を判断する立場にない。

したがって、本件処分の妥当性の判断を行うに当たっては、実施機関が異議申立人の被虐待者に対する虐待を認定し、被虐待者が関係行政機関の援助を受け、異議申立人に居所を知らせず生活を送っているという状況を前提として行わざるを得ない。

(3) 条例第16条第2号該当性について

ア 実施機関は、本件請求に係る公文書については、その存否を明らかにするだけで、被虐待者の居所を探索する手掛かりを与えることになり、異議申立人が被虐待者の居所を知り、接触を試みるようなことがあれば、被虐待者の権利利益が侵害される可能性が高いため、本件処分を行ったと主張する。

イ 一方、異議申立人は、「京都市に在住しているか否かが明らかになる」ことだけでは居所探索は不可能であり、このような抽象的理由では、憲法13条にて保障される異議申立人の情報プライバシー権（自己に関する情報をコントロールする権利）を違法に侵害している旨主張する。また、異議申立人は、虐待認定は行政処分ではなく、虐待認定そのものに不服申立制度がないため、個人情報開示請求制度によって虐待認定に係る公文書の開示を求め、その過程を明らかにする方法によってしか虐待認定の瑕疵を争えないと主張する。

ウ 条例は、自己情報のコントロール権の保障の観点から個人情報開示請求制度を設けており、異議申立人が公文書に記録された自己の情報の開示を請求する権利が尊重されるべきであることは、言うまでもない。

一方、特に、虐待された経験のある障害者は、その自立と社会参加を保障するため、特に手厚い保護及び自立のための支援を受けられるように措置されなければならない。異議申立人の自己情報のコントロール権をもって、被虐待者の権利利益が損なわれることがあってはならない。被虐待者は、関係行政機関の援助の下、異議申立人に居所を知らせず、自立した生活を送っており、実施機関の説明によると、異議申立人との接触を望んでいないとのことであり、本件開示請求が端緒となって、異議申立人が被虐待者の居所を知り、接触を試みるようなことがあれば、被虐待者の権利利益が侵害される可能性が高いとの実施機関の説明は、不合理ではない。

異議申立人は、「京都市に在住しているか否かが明らかになる」ことだけでは居所探索は不可能であると主張するが、本件の事案にあつては、被虐待者が再び虐待被害に遭うことがないよう最大限の配慮がなされる必要があり、実施機関が公文書の存否を明らかにせず、本件請求を拒否したことは不合理ではないものと判断する。

なお、異議申立人は、被虐待者に接触を求める意図はないと主張するが、異議申立人の主観的な意図については、その真否を検証することはできないため、上記の判断を覆すべき理由とはならない。

(4) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

平成27年	1月	9日	諮問（諮問個第47号）
	2月	9日	実施機関からの理由説明書の提出
	3月	12日	異議申立人からの意見書の提出
	4月	14日	実施機関の職員の理由説明（平成27年度第1回会議）
	5月	11日	異議申立人の口頭意見陳述（平成27年度第2回会議）
	6月	15日	審議（平成27年度第3回会議）

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第1部会（部会長 佐伯 彰洋）